

防災対策特別委員会会議録

平成18年8月16日

場 所 第4委員会室

平成18年 8月16日（水曜日）

委員外議員（なし）

午前10時01分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 平成18年度の主な災害対策事業について
2. 平成18年7月豪雨による被災状況について
3. 県における災害対策に係る体制について
（風水害の場合）

○協議事項

1. パブリックコメントの結果等について
2. 防災に関する条例案について
3. 今後の進め方について
4. 中間報告骨子案について
5. 次回委員会について
6. その他

出席委員（12人）

委員	長	星原	透
副委員	長	横田	照夫
委員		松井	繁夫
委員		由利	英治
委員		徳重	忠夫
委員		野辺	修光
委員		水間	篤典
委員		丸山	裕次郎
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（1人）

委員		前本	和男
----	--	----	----

説明のため出席した者

総務部

総務部次長	長友秀隆
財務担当	
危機管理局長	佐藤勝士
部参事兼総務課長	米良剛
財政課長	和田雅晴
危機管理室長	日高昭二
消防保安室長	押川利孝

事務局職員出席者

政策調査課 特別委員会担当主幹	矢野雅博
議事課主査	隈元淳二

○星原委員長 予定しておりました時間が参りましたので、ただいまから防災対策特別委員会を開催させていただきます。

それでは、まず、本日の日程であります、お手元に日程案をお配りしております。本日は、まず、前回の委員会で委員の皆様から御要望のありました平成18年7月豪雨災害に係る県の対応等について総務部より説明を受け、その後、7月14日から8月3日まで実施しましたパブリックコメントの結果や防災に関する条例案の内容の検討、名称の決定等につきまして、御協議をお願いしたいと存じております。

なお、状況によりましては、午後も引き続き委員会を開催することになるかと存じますが、9月定例会に条例案を上程するとすれば、本日が条例案を検討する最後の委員会の予定ですので、何とぞ御協力をお願いいたします。

以上のように取り進めてよろしいでしょう

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定いたします。

それでは、総務部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○星原委員長 総務部においでいただきました。

それでは、早速説明をお願いいたします。

○長友総務部次長 改めまして、おはようございます。総務部財務担当次長の長友でございます。本日は、河野総務部長が所用のために、当委員会に出席できません。かわりまして、私の方から説明をさせていただきます。

それでは、お手元に配付させていただいております防災対策特別委員会資料によりまして御説明をさせていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきたいと思っております。資料の目次をごらんいただきたいと思っております。

本日御報告いたしますのは、3点でございます。1番目に、平成18年度の主な災害対策事業についてでございます。第2点目といたしまして、先月の7月豪雨による被災状況についてでございます。最後の3点目に、県における災害対策に係る体制について、これは風水害の場合でございますけれども、以上の3点につきまして本日は御報告をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれの担当課（室）長に説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○和田財政課長 それでは、私の方から、「平

成18年度の主な災害対策事業について」御説明をさせていただきます。

特別委員会資料の1ページをお願いいたします。

災害対策を含む「安全・安心な県民生活の確保」につきましては、平成18年度7つの重点施策の1つに位置づけ、県政の重要課題として取り組んでいるところでございます。具体的には、平成18年度重点施策の推進方針として、1つ目のポツでありますけれども、本県に甚大な被害をもたらした台風14号による災害の復旧に向けて、地元市町村と連携しながら重点的に取り組むこと、それから2つ目のポツであります。本県は台風による風水害や土砂災害に加え、東南海・南海及び日向灘を震源とする地震災害も懸念されることから、治山、治水などのハード整備に引き続き取り組んでいくとともに、防災知識の普及啓発などのソフト対策を一体的に推進し、災害に強い県土づくりを進めること、それから3つ目のポツでありますけれども、地域社会による相互支援機能の充実に向けた取り組みを推進すること、などを掲げているところでございます。

このような重点施策の推進方針を踏まえまして、2の平成18年度主な災害対策事業として、以下に掲げるような事業に取り組んでいるところでございます。項目が多数ございますので、額が大きいものやあるいは新規事業等をピックアップいたしまして御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、一番額の大きいものとして、一番上の災害復旧事業226億円余でございます。これは、台風14号を初めとする災害の復旧事業でございます。平成16年度の災害復旧事業が約160億円程度、平成17年度が200億円程度か

らいたしますと、今年度大きく伸びておりまして、やはり台風14号による過年災の影響というのは、この辺に大きくあらわれているんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

それ以外の主なハード事業といたしましては、その下でありますけれども、山地治山事業、これは山地災害に強い県土づくりの推進でございますけれども、これに対しまして30億円余、その2つ下でありますけれども、河川激甚災害対策特別緊急事業、これは激甚な浸水被害を受けた県内河川の緊急的・重点的な改修の実施でございますけれども、これにつきましても30億円程度を措置したところでございます。

それから、2ページをお願いいたします。

ハード関連事業でありますけれども、枠囲みであります。県立学校耐震対策事業9億4,100万円でございます。これは、耐震診断の必要な建物につきまして、生活・防災特別枠を活用して耐震診断を集中的に実施いたしまして、平成18年度中に完了させるとともに、3階建て以上の耐震補強が必要な建物について優先的に補強工事を行うものでございます。この事業の結果、そこの表の平成18年度末見込みにありますけれども、耐震診断実施率につきましては97.8%となりまして、いわゆる使用中止等が決まっているものを除きまして、すべての県立学校につきまして耐震診断が終了するという形になっているところでございます。

それから、次にソフト事業でありますけれども、その2つ下の枠囲みであります。新規事業の24時間防災ウオッチ体制整備事業800万円でございます。これは大規模な災害を含む危機事象が発生した場合に、県庁内において速やかに初動体制を構築し、県民の安全・安心を確保す

るために、夜間及び閉庁日に職員、これは課長級以上の職員でございますけれども、それと非常勤職員の2名体制を配置いたしまして、24時間の監視体制を確立するものでございます。

その下の新規事業、県民への防災・防犯情報伝達システム構築事業600万円でございます。これは、気象情報や避難勧告・指示の発令状況等の防災情報や防犯情報等を県民に、いわゆる携帯メールを含めましたメールによりまして提供するものでございます。今年度の7月から運用を開始しているところでございます。

それから、右側のページに参りまして、3ページの一番上でありますけれども、洪水ハザードマップ作成支援事業3,000万円でございます。これは、市町村が行います洪水ハザードマップの作成に要する調査費を支援するものでございます。

このほかにも、ここに掲げておりますとおり、多数の新規事業を行ってるところでございますけれども、新規事業以外の最近の特徴的なものとしたしましては、下から3つ目でありまして、航空消防防災管理運営事業の1億6,300万円でございます。これは、平成16年度から導入いたしました救急搬送や災害時の応急活動等に対応するためのヘリコプター「あおぞら」の運営管理費でございます。

平成18年度の主な災害対策事業等については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○日高藤危機管理室長 おはようございます。それでは、引き続きまして、「平成18年7月豪雨による被災状況について」御説明いたします。

それでは、委員会資料に基づいて、今回の大雨による被災状況ですけれども、6ページをご

らんいただきたいと思ひます。

まず、気象ですけれども、えびの市の1,264ミ
リを筆頭に、主に県の南西部を中心に大雨とな
りました。このような中、県の体制としまして
は、20日に設置しました情報連絡本部を22日の
午前中に災害警戒本部へと強化し、市町村、消
防、警察と連携して災害対策に当たったところ
であります。

次に、7ページにかけての被害状況ですが、
住家被害で半壊が94棟となっております。この
うちの93棟は、もともと床上浸水に計上してい
たものを、被害調査の進展によりまして半壊と
認定し、計上し直したものです。床上浸水、床
下浸水などを合わせまして、合計400棟を超える
住家が被害を受けております。住家被害のほと
んどがえびの市で発生したものであります。

また、避難勧告・避難指示等につきましては
、えびの市や宮崎市、国富町を中心に、合計
で6,800を超える世帯に発令されております。

めくっていただきまして8ページですが、ま
ず土木関係では、一ツ瀬川、小丸川を初めとし
て、35河川で護岸の決壊などの被害がありま
す。砂防関係では、えびの市、小林市、両市を
初めとする5市2町でげ崩れが発生しており
ます。さらに、道路では、112カ所でのり面や路
肩に被害が出ており、県道高鍋高岡線について
は、現在も国富町において通行どめの状態だ
す。また、都市公園についても、2カ所で被害
が出ております。

次に、(5)農林水産関係ですが、まず農作
物では、水稻や野菜、花卉などで、冠水や土砂
流入などの被害が出ております。また、鶏や牛
舎などの畜産分野、さらには農地や農業用施設
などにも被害が出ております。

次に、(6)商工関係ですが、えびの市を中

心に、商店街や工場等において浸水などによる
被害が発生しております。

また、小中学校や幼稚園といった教育施設、
特別養護老人ホームや保育所といった社会福祉
施設でも浸水被害が発生しております。これら
の被害もえびの市が中心となっております。

今、申し上げました被害の状況について
は、10ページで一覧表に整理してあります。

土木関係が230カ所で、被害額は19億7,300万
円、農業関係が18億6,100万円、森林関係が118
カ所で11億1,700万円、商工関係が35カ所で2
億1,200万円となっております。その他、文教
施設等を合わせて、被害額は合計で51億9,900万
円となっております。

もとに戻っていただいて、9ページをごらん
いただきたいと思ひます。

これまでの対応状況ですが、まず先月25日
に、被害の大きかったえびの市について、知事
と議長が調査を行っております。さらに、今月
7日には、同じく知事と議長で、激甚災害の指
定や各種災害復旧事業の推進などについて、県
選出国會議員や国に要望しております。国にお
きましては、先月29日に農林水産副大臣のえび
の市の調査が行われましたので、副知事から激
甚災害への指定等について要望しております。

最後に、市町村や被災者に対する支援とし
ましては、えびの市に災害救助法と被災者生活再
建支援法を適用しております。さらに、先月26
日から1カ月間、義援金の募集を行っておりま
して、今月4日現在で900万円余りの義援金が寄
せられております。

続きまして、「県における災害対策に係る体
制について」御説明いたします。

資料の11ページをお願いいたします。

地震や林野火災の場合など、災害の種類に

よって若干異なりますけれども、ここでは設置の機会が多い風水害の場合を例示しております。

まず、情報連絡本部についてであります。

(1) 設置基準であります。大雨警報または洪水警報が発表されたとき、その他、危機管理室長が必要と認めたとき、となっております。

(2) 主な業務内容であります。市町村、関係課との連携や連絡、被害状況の収集や取りまとめ、県警や自衛隊などの防災関係機関との情報交換や連携といったものであります。

(3) 体制であります。情報連絡本部長である危機管理室長を中心に危機管理局が、本庁では、福祉保健課、道路保全課、河川課などの大雨洪水対策に関係します6課と、警報が発令されている地域では、県の出先機関に置いてあります地方支部と、連携・連絡をとりながら情報の収集を中心とした対応に当たります。

なお、市町村との連携や連絡は、地方支部が行うこととしております。これも県の窓口の一本化を図るという意味合いです。

次に、災害警戒本部についてであります。

(1) 設置基準であります。大雨警報または洪水警報発令時で、被害が発生し、または発生のおそれのあるとき、その他、危機管理局長が必要と認めたとき、となっております。

(2) 主な業務内容であります。情報連絡本部のときの業務に加えまして、人的・物的被害の発生が懸念される状況にありますので、特に自衛隊災害派遣調整や防災関係機関との連携といったことのウエートが高くなってきます。

(3) 体制ですが、災害警戒本部長である危機管理局長を中心に、危機管理局が各地域の地方支部、災害警戒本部構成課と連携・連絡をと

りながら、災害対応に当たります。災害警戒本部構成課は、情報連絡本部の際の大雨・洪水対策関係課に、事業所管部の連絡調整課、この7課を加えた13課の体制となります。

資料の12ページをごらんください。

続きまして、災害対策本部についてであります。

(1) 設置基準であります。台風が本県を直撃することが明らかとなるとき、台風の通過により本県が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予想される時、大雨警報または洪水警報発令時で、梅雨または秋雨前線の活発化などにより相当の被害が発生し、または発生のおそれのあるとき、となっております。

(2) 主な業務内容であります。災害警戒本部のときの業務に加えまして全庁的な対応が必要となりますので、庁内の連絡調整を行うほか、広範囲でかなりの被害の発生が懸念される状況となりますので、応急対策の連携・調整、救援資機材・物資の調達などの業務もふえることとなります。

(3) 体制であります。知事を本部長、副知事を副本部長として、各部局長を構成員とする災害対策本部会議を置き、この下に総括班、連絡調整班、情報通信班、支援班、渉外班の5班56名から成る総合対策部を設置し、これが事務局の役割を担います。各部局にあっては、部局長をトップとする部局対策室を設置して、また、出先にあっては、すべての地方支部を含めた体制で全庁を挙げた対応を図ることとしております。

私からの説明は以上で終わります。

○星原委員長 総務部の説明が終わりました。

委員の皆様のご意見、御質疑等に移りたいと思いますが、まずその前に、私の方から防災に

関する条例案について、執行部の皆様をお願いをいたしたいと思います。

皆様も御案内のとおり、当委員会では、県、市町村、県民、事業者、それぞれの責任や役割を明らかにし、ともに一体となって防災に取り組むために条例の検討を進めてまいりました。

4月の委員会設置から本日まで、条例骨子案の内容の検討や学識経験者からの意見聴取、NPOの方々との意見交換会、県内調査での自治会、消防団の方々、市町村の担当部署等からの意見聴取、パブリックコメントの実施による県民からの意見募集等を行い、これらをもとに条例案を作成するところまでまいりました。

本条例案が議会で可決された後は、その取り扱い、執行部の皆さんにゆだねられることとなります。条例案の中には、県の責務等に加え、「宮崎県防災の日」など、今後執行部で具体的な方策等を検討いただく部分もあります。執行部の皆さんにおかれては、防災に対する県議会の思いをしっかりと受けとめていただき、この条例が実効性のあるものとなるよう、その取り扱いについてよろしくをお願いいたします。

それでは、先ほどの御説明につきまして、委員の皆様からの質疑、意見等をお願いいたします。どなたからでも結構であります。

○丸山委員 委員長の方から説明がありましたとおり、また、条例の方にも書いておられますとおり、県としては、防災に対する総合的な施策を講じなくちゃいけないということになりますと、どうしても財政的な裏づけが必要だというふうに認識しております。しかしながら、財政は非常に厳しいということで、平成16年からやられたんですが、生活関連枠、そして去年、おとしだから防災関連枠まで含めて、予算、県

単事業を取り組んでいただいたんですが、来年度の基本的な方針を今回の9月に条例をお願いしようというふうに思っているんですけども、そのことも含めまして今後の防災に対する財政的な裏づけの考え方を、もしわかれば教えていただきたいんですが。

○和田財政課長 今、委員からの御指摘がありましたけれども、大変財政的には厳しい状況にありますけれども、これにつきましては、まさに重点施策の推進方針の中で、台風常襲地域等の本県の特性を踏まえて、いわゆる防災対策については県政の大きな重点課題として重点施策に位置づけられておりますことから、このような事業につきましても厳しい予算の中で最大限の努力をしたところでございます。来年度以降の考え方につきましても、今回制定されます防災条例でありますとか、あるいは毎年度の重点施策の推進方針の内容を踏まえながら、その中の財政状況ではできる限りの施策というのを講じていくということで考えているところでございます。以上でございます。

○丸山委員 今、今回のえびのの大水害でも、基金といいますか募金の状況が900万ぐらい集まっているみたいなんですけれども、こういったもの、去年もいろいろ基金の取り扱いとか、もう少し義援金を毎年できればこれは続けるべきじゃないかという話もあったんですけども、そういったことで財政源をここで考えたときに、共助の部分として県民の方々から新たな財源を求めるための考え方で、そういうことも考えられないのか。基金造成という形でこういった募金活動を毎年やっていくことによって、ある程度県民からもお互い気持ちを交わすということで、そういった考え方はできないのかをお伺いしたいと思うんですが。

○和田財政課長 恐らく委員のお尋ねは、昨年度まさに県内全域にわたるような大災害が発生いたしましたときに、20万円のいわゆる支援金というのを支給したところでありまして、今回はそれをやらないという方針を出したところがございます。去年出したときの考え方といたしましては、一つにはやはり全県的な災害ということで、全県的な災害と局地的な災害では、おのずと県と市町村の役割分担というものについて考えていく必要があるだろうということが1点。それから、共助、公助、自助、その3つのバランスというものもあるだろうと。その中で公助として県がどこまでやっていくべきかといったことを考えたときに、昨年度の考えでもお示ししたとおり、やはり全県的な災害になった場合には、これは県として何らかの支援が必要だろうという判断から昨年度支援したところがございます。今回につきましては、特にえびの市を中心とするような災害だったことから、当然同じような被害を受けているわけでありまして、その点について県として財政状況も勘案しながら、なかなか難しいという状況で見送ったというところがございます。基金の造成につきましては、基本的にはそういう考え方に基きまして判断していくようなものかなというふうに考えているところがございます。以上でございます。

○丸山委員 義援金なんか厳しいと思うんですが、なかなか去年あってことししないとよく拝見するものですから、その辺は今後の考え方として、何らかの基金造成みたいな形ができれば、非常に今後の取り組みも何らかの形でできるのではないかなというふうに思ったものですから言わせていただきました。あと、それと災害復旧に関してなんです、道路とかは約1年

から2年かければ災害で十二分に高い補助率の中でできるんですが、治山事業とかまた砂防事業になりますと、1年を超すとなかなか災害にかからずに、一般砂防なり一般の治山なりに回ってしまいまして、補助率が非常に半分ぐらいしかももらえないという状況があるものですから、その辺も結構県の財政には、災害が起きたのに、しかし普通の治山事業なんかでやると半分しかももらえないと、災害では3分の2ぐらもらえるのにということで、あるんですが、その辺の国に対する引き上げといいますか、災害は災害なんだからということで、何かこういう要望等はやったことはないんでしょうか。

○和田財政課長 災害対策事業についてでございますけれども、いわゆる災害対策事業に対する補助率につきましては、通常の事業に比べまして国からの補助率が高いというのは委員御指摘のとおりでございます。さらに、特に激甚な災害の場合につきましては、国等に要望いたしまして、さらにその補助率のかさ上げ等を要望しているような状況でございます。可能な限り、できるだけ有利な事業であります災害事業で取り組めるようにというようなことも含めまして、県といたしましては、先ほども危機管理室長から御説明ありましたけれども、知事等が霞が関の各省庁を回りまして要望活動等は行っているところではございます。以上でございます。

○内村委員 3点ほどお尋ねします。

まず、10ページにあります、えびの市の災害についてですが、7番目の文教関係、文教施設等被害ということで5カ所、900万円ここが見込まれております。私どもも、会派で真幸小学校を見てまいりました。その中で話を伺いますと、前もここがつかった、同じところがかつ

てるわけですが、校舎の中の床のひずみと申しますか、波をすごく打ってるところがあって、まだ汚物が流れたままで、においのしているところもありました。ここ辺はその原状復帰だけの見積もりをしておられるのか、抜本的に体育館のもう少し床のかさ上げをするということなんかは考えておられないのか、そういう点でのこの900万の見込みなのかをひとつお尋ねします。

○日高危機管理室長 被害状況につきまして、あくまでも原状復帰ということで行っております。

○内村委員 原状復帰でそのままですと、この後、財政課長にまたお尋ねしますが、こうして災害が起こるたびに原状復帰、原状復帰でしていきますと、ずっとこの地域はどっちかという浸水地域、対象地域だと思うんですが、こういうのを抜本的にやっついていかないと、ずっとそのたびにこれが補修、補修という形になりますと、これは半永久的な災害をこうむる。そして、教科書とかいろんな道具、図書類もすごくぬれたままで傷んでおりましたけれども、何かこれは今後考えられないのか、ひとつ財政課長の方へお尋ねしたいということ、もう1点、9ページのえびのに対します災害救助法を適用、えびの市に被災者生活再建支援法を適用となっております。私どもが行ったときに、あそこの市長さん、助役さん、みんなで生活再建支援法を何とかということをすごく言葉に出しておられましたけれども、これに対する基準づくりというのは、この前、激甚災害になったときにこれを入れるとかいう話もちよっとあったんですが、この基準づくりはどのようにされるのかをお尋ねしたいと思います。2点お尋ねします。

○和田財政課長 えびの市の真幸小の件でございますけれども、先ほども危機管理室長から御答弁いたしましたけれども、まさに災害復旧事業につきまして、基本的に原状復旧というのが大前提になっておりますので、当然災害査定の中でどこまで認められるかというのがいろいろとあるわけでありまして、基本は原状復旧ということで、抜本的に直すというのはなかなか難しいというような現状でございます。なかなか県の予算も厳しい中でありますけれども、できるところから、予算の範囲内のできる対策というのはとっていくことは当然必要でありますので、そういった辺から取り組んでまいりたいというふうには考えております。

それから、えびの市の生活再建支援法でありますけれども、これは去年、国の法律の枠組みに基づきまして、一定以上の被害が出た場合にそれを適用するというものでございます。

○内村委員 激甚になったときにするという話がこの前あったんですけれども、その前に県としての基準は別に何も設けずに、国の基準に乗ったままなのかをちょっとお尋ねします。

○和田財政課長 基本的に生活再建支援法につきましては、国の方で定められた基準を満たした場合に法の適用になるというものでございます。特段県の方で何らかの基準があるというものではございません。

○内村委員 今後もされるものなのか、今後も県としての何か特別支援をするとかいうことは考えられないのでしょうか。

○和田財政課長 先ほども丸山委員からの御質問でありましたけれども、昨年度につきましては、まさに全県的な被害ということで、これに加えて20万円の緊急的な支援金の措置を行ったところでございますけれども、今回特に

局地的な災害ということもありまして、そういったことを踏まえて、今回は県としての支援はしないということでございます。以上でございます。

○高橋委員 基本的な考え方をお尋ねしますが、県立学校の耐震対策事業で、財政サイドの考え方ですよ。いわゆる耐震診断は、中止のところを除けば100%終了ということで大変喜ばしいことですが、問題は補強工事をいかに早く終了するかということですが、ここにある3階建て以上の耐震補強が必要な建物について優先的に補強工事を行うということで書いてありますね。どれだけ3階建て以上の補強がちゃんとできるかが問題でしょうけど、19年度でクリアできるような財政サイドの考え方があるのかどうかをお尋ねします。

○和田財政課長 県立学校の耐震診断でありますけれども、耐震診断につきましては、当然費用的にもかかりませんので、今年度中にすべての施設を終えることができる。それによって、安全ということが判断できる、耐震化率も上げるということで今年度中に終わらせるということでやっております。ただ、その次の段階、耐震改修につきましては当然これはかなりの額を要しますので、それにつきましては計画的にやっていくということで、特に今3階建て以上の耐震補強が必要な建物につきましては、特に優先度が高いということで、こういったものから優先的にやっていく。こちらの方につきましては当然費用もかかりますが、長い時間をかけて計画的に推進していくということでございます。ですので、来年度でもすぐにすべてが耐震化が100になるといったところまではなかなか難しいのかなというふうに考えております。

○高橋委員 細かいところまではお聞きしませ

んが、いわゆる査定をしてみないとわからないわけで、3階建ての中でも優先的な順位をつけて公表されれば、うちに早くしてもらいたいというのがそれは当然あるわけで、そういうところの順位も何かつくんでしょうか。

○和田財政課長 耐震診断が終わった後に個別にどこから耐震改修をしていくかということにつきましては、教育委員会の方でやっておりますので、ちょっと申しわけありませんが、現段階で我々情報を持ち合わせてません。御了解ください。

○水間委員 この災害復旧ということについて、ちょっと財政的に財政課長にお尋ねしたいんですが、今、地方交付税の災害地の前倒し交付と、そういうことになるにはどんな条件が必要なんですか。

○和田財政課長 今、委員からの御指摘ありましたけれども、大きな災害が発生しますと、特に現金がないことから、前倒しで交付税を渡しまして、現金収入を先に上げようといったことを総務省で行っておりますけれども、具体的な基準につきましては、総務省も恐らく内部的には基準はあるかと思っておりますけれども、なかなか我々サイドに、どういった、どれぐらいの被害があった場合に交付税が前倒しになるかということについては、ちょっと明確な基準というのは今のところ示されていないという状況でございます。

○水間委員 現在、前倒しの交付税の交付をする県が3県ぐらい出てきたんだろうと思うんですが、これは宮崎県はそこに入ってますか。

○和田財政課長 今回の3県につきましては、宮崎県は入っていないという状況でございます。なお、その交付税の前倒しにつきましては、一般的に各県が特に全県的な被害を受けたような場合

については、総務省に方に前倒しの要請等を行った結果、前倒しされるということが今一般的には多いのかなというふうに考えてはおりません。

○水間委員 ということは、今えびの市の問題で、この18年、前回の集中豪雨ですね、鹿児島県は激甚災害の指定は恐らく間違いないだろうという、その関連する、今まで副大臣や何やかやがこのえびの市に入らなかったと、吉松町までは来るけれども、というような話があって、これは地元からの強い要請があって、わざわざ宮崎えびの市長は鹿児島県まで出ていってお願いをしたというような経緯を聞いたんですよ。それで、激甚災害のえびの市の流れでは、激甚災害に指定されるということは、今の状況ではどの程度まできてるんですか。いつごろ激甚災害の指定になるとかというのは、そこまではわかってませんか。

○日高危機管理室長 資料にも書いておりますが、知事と8月7日に上京しまして、そのときに関係省庁を回って要望いたしましたけれども、省庁の回答といいますか、それによりますと、激甚災害の指定については、御承知と思われそうですが、一定の基準があるということで、早急に被害額の調査とかを内閣府を中心に関係省庁にしっかりと調整を行うようにという指示をしておりますという回答でした。それから、災害復旧事業、早期採択・着工については、県と十分連携をとりながら対応していきたいというような回答でありました。以上です。

○水間委員 それから、3ページで洪水ハザードマップの作成支援事業、河川課の分ですが、これは作成する市町村というか、作成しないところもあるんですか。「義務化をされた」というような表現の中から、「作成する市町村に対

し」ということですが、まだされてない市町村が現状であるんですか、作成をするという表現のないところ。

○日高危機管理室長 これは21年度までの計画で現在進めております。河川のそういう浸水のハザードマップが順次でき上がっていきますので、でき上がった都度、関係市町村の方にマップの作成を依頼して、順次つくっていくということで進めております。ですから、上流の山間部の方は、このマップの関係につきましてはそうないだろうと。やはり下流になるほど堤防の決壊とかそういうのが出てくると思いますので、それから浸水ですね。そういうことで現在進めております。以上です。

○水間委員 ハザードマップをつくりなさいということが義務化されたわけですよ。そうですね。義務化ということは、なる、ならんは別として、まずあなたのところは各市町村の洪水ハザードマップをつくりなさいと。これが防災ハザードは、防災になるのか、洪水になるのか、これは洪水という限定だから、そりゃ上流よりも下流の方が重点が大きいというような表現にも聞こえたんだけど、義務化されたということは、すべての市町村、31の市町村、そういうことになるんじゃないんですか。

○佐藤危機管理局長 ハザードマップ作成の前提として、浸水予想図といいますか、どこが浸水するのかというのをまず調査をしまして、それがはっきりした段階で、その水系の浸水の可能性があるということがはっきりした市町村に対して浸水ハザードマップをつくりなさいよというのが制度化された内容だろうと思いますので、先ほど室長が申し上げましたように、上流地域で浸水のおそれがないというような町村があれば、そこがつくるということにはならない

ということだと思います。以上でございます。

○星原委員長 ほかにありませんか。

ほかに質疑等もないようですので、以上で総務部の概要説明を終わります。ありがとうございました。

総務部の皆さんには退席していただいて結構であります。

暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○星原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、委員協議を行います。

協議事項（1）パブリックコメントの結果等についてであります。

前回の委員会で、7月26日までに県民からいただいた御意見については、委員の皆様にお示しをし、当委員会の考え方も御協議いただいたところではありますが、その後、8月3日までに新たに御意見をいただきましたので、御意見をごらんいただくとともに、当委員会としての考え方を御協議いただきたいと存じます。

協議結果によりましては、条例案にも影響が出てまいりますので、条例案の内容の御協議の前に、パブリックコメントの方から御協議いただくことといたしました。

なお、条例案の名称につきましては、県民の方々からの御意見がございませんでしたので、後ほど委員の皆様にご協議いただき、決定をしたいと思います。

資料1をごらんください。前回までの意見も含め、資料を作成しております。

前回の委員会から8月3日までに新たにいただいた御意見は、4ページの4、前回委員会か

ら8月3日までの意見としてお示しをしております。

資料につきまして、書記に説明をさせます。

○矢野書記 失礼いたします。資料1、パブリックコメントの結果につきまして御説明をしたいと思います。

まず、1ページ目の1、パブリックコメント募集期間ということでございますが、先ほどから委員長の方からも申し上げておりますとおり、21日間募集をさせていただきました。

パブリックコメントの件数として14件いただいております。

3の前回委員会までの状況につきましては、前回の委員会で御説明をいたしましたので、今回は省略をさせていただきます。4ページの4、前回委員会から8月3日までの意見について御説明をしたいと思います。4ページをお開きください。

（1）条例全体について、というところで御意見をいただいております。

御意見としましては、県の条例というものは災害予防に特化し、災害発生後以降の対応は、災害現場や住民に近い市町村の条例で規定されるべきであるというふうな御意見をいただいております。当委員会としましては、右の方に委員会の考え方等の案をお示ししておりますが、災害発生後におきましても、県としては、応急対策、復旧・復興対策等さまざまな責務があると考えております。また、県、市町村はもとより、県民、事業者等が一体となって、県下全域で同じ意識を持って防災対策に取り組むということは非常に重要であるということから、県の条例としての制定を目指しているということでございます。現在、県内の市町村において、防災に関する条例というものは制定されていない

状況でございますが、今回の県の条例で言及していない市町村に特有の部分といいますか特化された部分につきましては、今後、市の条例等において制定されることも可能ではないかというふうに考えております。

続きまして、次の意見でございますが、県の条例はハード面での予防対策に力を入れるべきであるというふうに御意見をいただいておりますが、今回の条例につきましては、当初からの制定の目的というところに掲げてありますとおり、県、市町村の責務・役割はもちろんのこと、県民、事業者の方の基本的な責務を規定し、一体となって防災対策に取り組むべきであるという認識がございますので、その制定に取り組んでいるというところでございますので、必ずしもハード面での予防に特化する必要はないというふうに考えているところでございます。

続きまして、(2) 予防対策についてでございます。

地震対策の予防について触れる必要があるのではないかという御意見もいただいております。本条例につきましては、御案内のとおり、条例全体につきましては、災害全体を予想して、災害全体を考えて予防対策の章を設けております。災害に強い地域づくりとして、災害全体に対する予防対策、当然地震も入っている予防対策について記述をしているということでございます。

続いて、5 ページでございます。

国の防災基本計画、地域防災計画のもととなるその防災基本計画でございますが、溢水、湛水、水がにじみ出たり出てくるところにつきましては、災害発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとす

る等、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとされているが、これを受けた条例化が求められているのではないかというお話でございます。国の防災基本計画には、この御意見のとおり、こういうことが書かれてございますが、この防災基本計画のもととなりましたところによります、そういうふうな都市的土地利用の誘導につきましては、もともと都市計画法を受けた都市計画法施行令第8条第1項第2号のロというところに、「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域については新たに市街化区域に原則的に含めない」と、いわゆる土地誘導はしないということがもともと法律及び施行令で決められているということでございます。ですから、国の法律で定められている内容について、今回県の条例で再度定めるとしても同じような形になってしまいますので、国の方に定められているので今回は定めていないということでございます。

あと、条例制定後の対応について御意見もいただいております。県は条例を作成し市町村に示すだけではなく、市町村に対し定期的な監察と横断的な評価をすべきではないかという御意見もいただいております。皆様には御案内のとおりでございますが、一応「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」というのがございまして、元来市町村と県とは対等であるというところから、本条例を根拠としまして、市町村に定期的な監察、評価というのはできないのではないかというふうに考えております。ただ、当然市町村に対しまして、県は事業の実施とか防災対策の推進という間で総合調整、連携、当然指導も入るでしょうけれども、そういうことをやっていくということは県の責務としてございますので、そのようなこと

を通じて、監察ということではなく実効ある防災対策をそういう形で行っていただきたいというふうに考えているということでございます。

一応パブリックコメントの結果と本委員会の意見につきましては以上のとおりでございます。

○星原委員長 説明は以上であります。当委員会の意見につきまして御意見がありましたらお願いをしたいと思います。

○井上委員 基本的には全部賛成なんです。最後の「県は条例を作成し市町村に示すだけでなく、市町村に対し定期的な監察と横断的な評価をすべきではないか」と、これは先ほど出たハード面を県がすべきで、市町村は役割としては別なところをやるべきだという御意見とかもあります。実際住民にとってみれば一番身近な市町村がどうしっかりとやってくれるかということについては、住民感情としてはこれは非常に大きいと思うんです。言い回しの問題なんですけれども、市町村との連携、これについてちょっと強調するような、そこが読んだ者にわかるような書き方というのをさせていただくと、上下関係はないけれども、市町村との連携については県はしっかりとやるということについては、いささかもあれないということ、そこをしっかりと、言い回しの問題ですけども、そこを強調しておいていただくというふうに思いまして、誤解がないようにですね。

○丸山委員 「市町村と連携しながら」としっかりと書いてあるんですね。だから、その辺がパブリックコメントをいただいた方々に認識ができなかったというのがあるのかなと思うんです。これ以上の、連携以上の言葉があるのかなと思うと、非常にどう表現すればいいの

なというのが悩ましいところじゃないかなというふうに思っています。私は基本的には、ほかに何かあるのかなと思っているんですけど、多分この評価とかは、非常に県がどこまで市町村に権限、必要分というのはありますから、このような監察とかいうのをどこまで、助言指導までいいのかなと、言葉遣いにしても、そういう言葉であろうというふうに思っております。

○井上委員 丸山委員が言われることはよくわかるんですけど、例えばパブリックコメントで出した人に対してお返しするんだけど、きちんと最後まで読んでそういうふうに理解をしていただくために、例えば文章を前後して、市町村との連携、総合的な調整とか、そういう文言がきちんとパブリックコメントを出した方に伝わるようにしていただきたいという意見であって、丸山委員の言われることはよくわかりますので、決してそこで意見が違うとは思っていないんですけど、そういう取り計らいを読まれた方にしっかりとそこが伝わっていくようにしていただきたいと思います。

○丸山委員 5ページの上の意見ですけども、都市計画法との関係のところなんですけど、県民の責務の中で第5条に書いてあるんですが、「県民は自ら生活する地域における過去の被災状況等を考慮し、常に危機意識を持って」と、そういうことも私は含めて書いたつもりであるんですね。だから、そういうのがありますので、これは家を建てるだけでなく、農家でもハウスとかもそういう気持ちで、やはりもうちょっと今後考慮してほしいということで書いたつもりでありますので、何かこういう回答でいいのかなというのをちょっと疑問に思ったところです。

○星原委員長 それについても、もう少し答弁

というか答えの部分では、わかりやすい説明をしてお返しするという事でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、井上委員、それから今、丸山委員から出た5ページの件については、せっかく意見をいただいたわけでありまして、もう少し意見をいただいた方にわかりやすい形での説明で答弁をしたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 意見等がないようでありますので、委員会の考え方についてはそのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、ただいまの意見につきましては、2人の意見が出ましたが、このような形で答えさせていただくということにさせていただきます。

それでは、今の御意見の中身で御理解をいただくということで、そのように決定させていただきます。

前回も御説明いたしました、いただいた御意見と当委員会の考え方につきましては、条例案が決定いたしました後に県議会ホームページ等で県民の皆様にお示しすることになります。

続きまして、国及び市町村にも「骨子案についての意見」を照会しておりましたので、その結果について御説明いたします。資料2をごらんください。

国及び市町村につきましては、県民へのパブリックコメントと同時期に骨子案について意見照会いたしておりましたが、その照会結果と委

員会としての考え方について取りまとめております。

書記に説明をお願いいたします。

○矢野書記 それでは、資料2をごらんください。

「国及び市町村からの意見について」ということで書いてございます。

これは、資料1のパブリックコメントとは違いまして、基本的に骨子案についてどのようにお考えになりますかという部分を照会した部分でございます。パブリックコメントとは異なり、意見を公表するという必要はないんですが、これは条例案を作成するための参考としてお伺いをするということが大前提で照会をさせていただいたんですが、ただ、意見について委員会としての考え方は統一しておく必要があるというようなことから、資料を作成させていただきました。

まず、「県、市町村、県民、事業者の責任、役割等について」でございます。

意見等の要旨として、まず最初に、国、自衛隊の責務はないのかというところが出ておりますが、国、自衛隊の責務というものにつきましては、もともと災害対策基本法や災害救助法、自衛隊法というのが、国の県民というか国民に対する義務等をここで定めてございます。ですから、責務はここに書かれてございませんが、あと県条例で国に一方的な責務を課すことはなかなか難しいということで、本条例については規定してございません。ただ、例えば災害が起こったときの国への要請、国にもう少し動いていただきたいとかいう部分につきましては、これは条例でなく、今後の当委員会での諸対策についてどういう体制がいいのかというところあたりで御議論いただければと思っております。

続きまして、市町村の役割の記述において、「基礎的な地方公共団体として」というのが市町村の前についていたんですが、この記述は削除してはどうかという御意見をいただきました。これは法制担当部局との協議において、国、県の記述については、こういうふうな記述が見当たらないというようなことで、整合性を図る意味から、とった方が妥当だろうというようなことで、これは削除させていただくことといたしました。

続きまして、市町村の役割について、「住民が迅速的確に避難できる体制の整備に努める」と書いてありますが、その「的確」というのを「安全」と変更してはどうかという御意見をいただきましたが、本条例においては、的確という言葉につきましては、安全、円滑及び的確な避難地、避難所に避難するという意味も込めまして「的確な避難」という用語を使っておりますので、安全だけではないというところで、的確のままにさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2ページに移りたいと思います。

「2 地域防災力の強化について」というところで、「県は、市町村、防災関係機関、県民、事業者等と連携して、積極的に防災訓練を行うよう努める」とあるが、防災研修も含められないかと。当然防災研修もあるというようなことで、「防災訓練等」とか、もしくは「防災訓練及び防災に係る研修」等の表現で含めることは可能ということで、次の条例案につきましては、防災訓練等というふうな表現を使わせていただいております。

次の丸でございますが、地域防災力の強化には、消防団の役割が重要であるが、消防団の記

述は入れられないかというお話もございました。消防団につきましては、消防組織法という法律がございまして、これはもともと消防団は市町村の組織に位置づけられているということで、当然消防団の団員も、市町村長の命を受けたその消防団長が、消防団員を市町村長の承認のもとに任命をするということになってございますので、実際の活動をいただくときは、非常勤の職員という位置づけになることから、市町村の中に含まれているというふうに通常考えられているということで、危機管理局の方から回答をいただいております。一応中の条文につきまして、消防団についての役割というものにつきましては、こんなところも考えておりますというような形での条文解釈のところでは述べたいと思いますが、消防団というのを条例の中には今のところうたってはございません。

次に「3 応急体制の確立」ということで、「県は、帰宅困難者等に対し、円滑に帰宅し又は避難するために必要な情報を、市町村その他防災関係機関等と連携して提供するように努める」とあるが、外国人にも情報の提供は必要ではないのかというお話がありましたが、外国人というのは災害時要援護者に含まれておりました、第1章第4節において、避難誘導等の困難の解消に配慮した対策というところに当然情報の提供も入っておりますので、外国人については、こちらの章について記述させていただいているということでございます。

「4 避難について」でございます。

津波に関する事前避難の内容があるので、風水害についても事前避難を記述すべきではないのかということなんですが、避難については、先ほども申しましたけれども、災害全般に関して記述をさせていただくということでござい

して、災害全般に関しましては、災害に関する情報等に留意し、早目に避難するよう努めるといふ旨の記述がありますから、津波、風水害というふうに区別せずに、事前避難、早目の避難というものについては記述がしてあるということでございます。

続きまして3ページでございますが、「5 風水害の拡大の防止等について」というところで御意見をいただいております。

風水害の拡大の章だけ独立しているが、地震、津波に関する章も設けるべきではないかという御意見をいただいております。本条例につきましても、災害全般について規定しており、当然災害全般での委員会の考え方、それらを条例として書いているというところがございますが、特に風水害につきましても、近年、想定を上回る現象が発生していることに加えまして、昨年の台風14号の被害が条例制定の契機の一つとなったことから、その拡大の防止等について別に章を設けて記載しているということで、ほかはそれ以前の第4章までですべて記載しているという認識のもとに立っているということでございます。

国及び市町村からの意見については以上でございます。

○星原委員長 説明は以上であります。当委員会の意見につきまして御意見がありましたらお願いいたしたいと思っております。

○由利委員 これは国及び市町村からの意見についてと、こういうことですが、具体的に言うと、例えば一番上から意見等の要旨ということで、国、自衛隊の責務はないのかと。これはどの機関からですか。

○矢野書記 御説明が足りませんで申しわけございませんでした。一応、国、市町村からの意

見についてと書いてございますが、国と市町村に意見照会をいたしました。国の機関からは特に意見なしということでいただいております。ここに挙がっている意見につきましては、すべて市町村からの意見ということでございます。

○長友委員 このコメントは市町村に対してはきちんと説明をするわけですね。

○星原委員長 今の意見ですが、このような形で市町村に対しても回答することとしております。

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 意見等もないようでありますので、委員会の考え方については、このような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定いたします。

次に、協議事項（2）防災に関する条例案についてであります。

まず、条例案の内容について御検討をお願いいたします。

資料3をごらんください。前回御協議いただいた骨子案をもとに、法制担当部局とも協議をいたしまして、条例案を作成いたしております。また、条例案骨子案を資料4としてお示しをしております。

これらの資料につきまして、各章ごとに書記に説明をさせます。

なお、前文につきましては、条例案のすべての説明、御協議が終了してから御検討いただきたいと思っております。

それでは、早速説明をさせます。まず、第1章についてであります。矢野書記、お願いいた

します。

○矢野書記 まず、資料3でございますが、最初のページをめくっていただきました一番上に、「防災に関する条例案における変更箇所について」というのがございます。

基本的にこの条例案につきましては、条例案の骨子の部分がもともと協議をいただいたときに細分化されておまして、すぐにでもその条例の条文になるような形で一応骨子案がつけられていた関係もございまして、そのままの部分を条例の言葉に引き直したのもございます。ですので、基本的に条例と同じような内容につきましては、特に御説明するところもないのでございますが、変更箇所につきまして、防災に関する条例案を作成している条文化の過程で、全体的に通じての変更と個別の変更がございましたので、それについて御説明をしております。

まず1番、全体を通じての変更、これは今回、今からずっと説明をしていく中では特に御説明をしないところでございますので、全体を通じてということで御理解をいただきたいと思っております。

まず、(1)見出しでございますが、条文の内容が理解できるように、各条に見出しがついてございます。ただし、一つの節とか一つの章ですが、それに1条しか条文がない場合、特に一つの節でなく一つの条の章が多いんですが、見出しはつけないということになってございます。

他法令の引用につきましては、今までは何々法というふうに書かれておりましたが、当然条例化する分について、条例案中に他法令を引用した場合は、引用される法令の題名、法令番号を掲げてございます。

(3) 条文における用字及び用語なんですが、各条文の末尾を条例用に「～ものとする」というふうな表現に改めております。また、句読点、「及び」「並びに」等の用語、これを条例等に独特な使い方もございますので、それとか「その他」と「その他の」というふうな使い分け、これについては法制部門との協議の後、用語を統一するなど、条文における用字、用語に改めてございます。

続きまして、(4) 骨子案の事項のうち、類似の内容である事項を統一し、一つの条文として整理したほか、条文の趣旨をわかりやすくするため、一つの事項を分割し、同一条文の各項として整理をしてございます。というのは、どういうことかといいますと、各骨子の①、②、③、④、⑤とか書いてございます部分について、①と④は同じ条文にした方がわかりやすいとかいう部分について法制と協議をしまして、一つの条文にまとめさせていただいている。それとは逆に、一つの項の中で、「また」とか「なお」とか書かれている部分について、各項に分けた方がわかりやすいという部分につきましては分けさせていただいているということでございます。

続いて、2 骨子案の解釈による条文の変更についてでございますが、個々の骨子案の解釈において、条文として表現を改めた方がよいもの、こう書くと一応誤解を招きやすいので、もう少し定義をしっかりとるか、そういうところについては適切な表現に改めております。

なお、この変更につきましては、個々の条文に下線を引いてございますので、「解釈等」において理由を明記しております。これについては後ほど、出てきた都度、御説明をしたいと思います。

では、早速入らせていただきたいと思います。ページとしては2ページでございます。

「第1章 総則」のところから入らせていただきます。

まず、「第1条 目的」でございますが、これは前回いただきましたパブリックコメントに、目的がわかりにくいのではないかという御意見もありまして、第1条につきましては2つ案を作成してございます。まず読ませていただきます。

第1条、この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、県、市町村、県民、事業者のそれぞれの責務又は役割を明らかにすること等により、県、市町村、県民、事業者等が一体となって防災に取り組む社会の形成を推進し、災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

もう一つの案は、第1条、この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、災害の未然防止、拡大防止及び復旧並びに復興に関する必要な事項を定めることにより、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする、ということでございます。

何が違うかといいますと、最初に掲げてあります第1条の3行目の「県、市町村、県民、事業者のそれぞれの責務又は役割を明らかにすること等」というのと、「県、市町村、県民、事業者が一体となって防災に取り組む社会の形成」というのは、どういうことをいうのかというのを具体的に書いたのが下でございます。上はそういう言葉を取りまとめたということでございます。

これはどちらがいいのかというのを後ほど

ちょっと御協議いただくのと同時に、2の解釈として、「県、市町村、県民、事業者が、それぞれの責務又は役割を明らかにすること等」というのは、この条文におきまして、県、市町村、県民、事業者の責務又は役割を条例で定めておりますという意味で書いてございます。

続きまして、「第2条 定義」でございますが、定義につきましては、1から8まで基本的には変わってございませんが、2の風水害につきまして、資料4の2ページをあけていただきたいんですが、資料4の2ページの「第2節 定義」の(2)風水害のところでございますが、以前は「暴風や豪雨等によって起こる洪水害、高潮害、土砂災害、風害などをいう」というふうに書いてございましたけれども、法律を探したみたんですが、風水害の定義をしている法律がどこにも見当たらないということでございます。そして、風水害というのは、一般的にこんなものかと言われるのは県民の皆さんの頭の中にはあるんですが、定義をしようとする、どの定義を使っても正しい定義ができませんので、こういう場合は包括的な表現をしたらどうかという法制部門からの助言もありまして、もとの条文のところに戻っていただきますと、第2条の2でございますが、「風水害 災害のうち、暴風、豪雨、洪水等により生ずる被害をいう」というふうな表現に改めさせていただいております。

それと、4の防災関係機関でございますが、資料4にも同じ定義のところの(4)に防災関係機関を定義してございますが、ここにつきましては、災害対策基本法でなく地域防災計画の部分の引っ張ってきて定義をしていたんですが、地域防災計画というのは基本法をもとにつくられたものでありまして、上位法は基本法と

ということですので、基本法の方をもとに定義をし直してございます。災害対策基本法の中の第2条第5号と同条第6号に規定する部分と、あと公共的団体及び防災上重要な施設の管理者というのを、防災関係機関というふうにしております。

これについての解釈につきましては、同じく3ページの3、第4号関係ということで書かせていただいておりますが、先ほど申しましたとおり、災害対策基本法の各号に定められるものを防災関係機関というふうに呼ばせていただいております。ただし、この条例の中では、国という言葉がたくさん出てまいります。もし防災関係機関の中にも、地方の国の機関というのは、この第2条の第5号でなく一つ前の第4号に国の機関がすべて書かれているんですが、ただ、本条例においては、国、県、市町村という言葉がたくさん使われておりますので、一応条例においては、そういう指定地方行政機関というものは「国」というふうに本条例ではあらわしているという解釈をとっております。ということで、3ページの下にございますが、第2条第5号に掲げる指定公共機関と同条第6号に掲げる指定地方公共機関、あと公共的団体及び防災上重要な施設の管理者というものの例示につきましては、3ページから4ページにかけてずっと挙げさせていただいております。これらの機関が基本的に災害対策基本法上そういう防災関係機関と言われるものでございます。

続きまして、第8号でございますが、下線を引いてございますけれども、「避難地、避難所等」と書いてございますところなんですが、以前はこれを避難場所というふうに書いてございました。どちらの表現でも間違いではないんですが、一応災害対策基本法上、避難地及び避難

所ということが書いてございますので、避難地、避難所というふうに書かせていただいております。

続いて「第3条 県の責務」でございます。

5ページになります。

第3条につきまして県の責務、ここも骨子案で十分御協議をいただきましたので、特に御協議いただくところはないんですが、第3項で、以前の骨子案につきましては、道路防災という言葉が使われておりまして、「治山、治水、道路防災及び海岸の保全のための対策」というふうに書いてあったんですが、今度は、通常の記事ではそれでもよろしいかとは思いますが、条文にするとき、他条例で道路防災という言葉があるかということを引きましたところ、これにつきましては、5ページの3、第3項関係に書いてございますが、この用語につきましては、国土交通省組織規則及び北海道開発局組織規則にしか見られない言葉でございまして、よりわかりやすいというか条文にふさわしいように、「道路及び海岸の保全のための対策」ということにさせていただいております。

続きまして、第7項関係なんですが、第7項関係で「災害が発生した後の」というところに線が引いてございますが、骨子案ではここが「被災後」という言葉になっていたんですが、他法令を引いてみますと、またこの「被災後」という用語がございません。いずれも「災害が発生した後」という書き方をしておりますので、「災害が発生した後」という用語に改めさせていただいてます。ただし、「被災地」及び「被災状況」という用語は、法令、規則等で用いられておりますので、「被災地」「被災状況」については、本条例についても使っているということでございます。

その他、法解釈につきましては、この1から4までに掲げられたところでございますが、第3条の2項に関して、「県は、国、市町村、防災関係機関等」というふうに「等」が入っておりますが、この「等」については何を想定しているのかという部分についても、解釈の2でいろいろ想定をさせていただいております。ただし、先ほど市町村からの御意見のところでお話ししましたように、消防団については一応市町村の中に含まれるというふうに解しております。

県の責務については以上でございます。

続いて、6ページ、「第4条 市町村の役割」についてですが、ここも以前、御協議いただきました骨子案を条文の形に変えただけでございますので、特に御協議いただくところはないんですが、まず、第1項につきましては、先ほど市町村からの御意見のところでお話ししましたように、「市町村は基礎的な地方公共団体として」との記述をしていたんですが、国、県について特段どのような団体かはこの条例の中で説明していないということで、整合性を図るために「基礎的な地方公共団体として」を削除して、「市町村は県、自主防災組織」云々という言い方に改めさせていただいております。

それと、2項関係ですが、「的確に避難」というのも先ほどお話ししましたように、安全かつ円滑に適切な避難地、避難所等に避難することということで、「的確」はそのまま使わせていただいております。

3、4項関係ですが、「困難の解消に努めるものとする」と書いてあるんですが、条文も法制担当部局との話の中で、解消というと全然なくなるということですので、たとえ努めるという部分についても、全然なくなる対策というの

はなかなか難しいということで、他法令にも書かれてあるような「困難の軽減に配慮した対策」と、より少なくしてゼロに近づけるということですが、こういうふうな表現に改めさせていただいております。

続きまして、7ページの第5条ですが、ここも基本的には御協議いただいた骨子案と変わっておりませんが、まず第1項では、県民の責務のところについて、趣旨を強調したいということもありまして、「常に危機意識を持って」というところを、自己の安全の確保、この前の委員会でも、災害が起こっているときはいいけれども、災害がだんだんなくなってくるとそういうふうなことを忘れてしまう、避難をしなくなってしまうというお話もありましたので、ここに「常に危機意識を持って」という言葉を入れさせていただいております。

それと、あと骨子案においては、下線「相互に協力するよう」というところを「相互の協力関係の構築」という言葉で記述をしてございましたけれども、体制整備だけではなく、実際に協力することがここでは重要ということで、「相互に協力する」という平易な表現に改めさせていただいております。

続いて、第2項関係なんですが、「知識の習得及び情報の収集」の記述がございしますが、ここについては、以前は「知識の習得及び情報の収集」というふうにしか書いてなかったんですが、当然消火器等の取り扱い等、あと人工呼吸とか、それぞれの技能の習得もするというところで、「知識及び技能の習得並びに情報の収集」ということに改めさせていただいております。

あと、「自主防災組織、ボランティア等」というのは、ごらんいただきました自主防災組織のほかに、ボランティア、NPO法人等を想定

しておりますということを述べております。

それと、第3項関係なんです、第3項の5号、これはもともと「避難地及び避難所の位置、避難経路及び方法の確認」ということで書いてございましたが、ハザードマップにつきまして風水害だけかという御意見が当然パブリックコメント等でも上がってきておまして、そうではないと、全体的にハザードマップも必要ですし、ハザードマップ等によってこういうことを確認するんだということを強調するために、ここに確認の方法等を例示した中で「ハザードマップ」という言葉も入れさせていただいております。これは「事業者の責務」を設けました第6条第4項についても同じ表現をさせていただきますいております。

第5項関係でございますが、これについては後ほど御協議をいただきたいと思いますが、実際、後ろの方、第4章の復興対策の方に、これは18ページになるんですが、「第34条 協働による復旧・復興」というのがございまして、第34条の条文とこの「県民の責務」についてがほとんど同じことが書いてございまして、どちらかに統一した方がよいのではないかというふうな法制上のお話もありましたので、項立てより条文立ての方が強く皆様に意識していただけるのではないかと、第4章の34条で統合してはどうかというふうに考えてございます。これも御意見をいただければと思います。

第6条ですが、「事業者の責務」については、基本的には、先ほどのハザードマップのところを書いてあるところ以外は、前回骨子案で御協議いただいたところと同じでございます。ただ、2項関係の解釈で、「事業者は、事業所が所在する地域の防災活動に協力するよう努めるものとする」とございまして、これにつきま

しては、当然消防団活動への加入でありますとか、自主防災の見回りとか防災訓練、自主防災組織が行う活動その他もろもろのことを、事業所が存在する地域の防災活動というところを含めておりますので、今、2項解釈のところ、消防団活動とか消防団への加入というところが書かれてございませんが、もしそこを強調する、これは委員長ともお話したとき、委員長の方からもお話があったんですが、消防団への加入とか消防団活動という言葉が解釈の中できちっとうたった方がいいのではないかと、ということがございましたので、そこはうたいたいと思っております。今ここにはないけど、うたいたいと思っております。

第1章については、早口で申しわけございませんが、以上でございます。

○星原委員長 説明は以上であります。御意見がありましたら、お願いいたしたいと思いません。

○矢野書記 まず第1条の目的について、どちらがいいかというのを決めていただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

○星原委員長 今、説明のあった2ページの第1章、目的の部分の第1条、両方、解釈、目的の部分ですが、上の文がいいか下の文か、説明として、わかりやすいのは下の方がわかりやすいんじゃないかなというふうに思っているんですが、下の方がいいですか。では、下の方の部分を第1条の目的というところに、第1条に入れさせていただきますと思います。そのように決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をいたします。

○矢野書記 重複があった部分について、先ほ

ど御説明しましたけれども、34条の部分と第5条の第5項の部分重複しておりますので、これを5項を抜いて34条の方に統一したいと。

○星原委員長 今、書記の方から説明がありましたが、18ページの第34条と7ページの第5項の部分、34条の方に改め、今度は条の方で入れた方がいいと思うんですが、いかがいたしますか。大きな条の方にして、34条ということで取り扱っていいですか。

○井上委員 県民の責務という意味でいえば、一くくりでこうやって県民の人たちが読むので、読んでいただきたいわけですけど、そういう意味でいうと、ここに書いてあるということは、重複しても別に構わないのではないかと、うふうに思うんですけれども、それはだめな意見でしょうか。

○星原委員長 今の井上委員からは、両方重複してもいいんじゃないかということも出ましたが、どのようにいたしましょうか。

○井上委員 条例文をどんなふうに県民の人が読むかというあれもあるんですけれども、県民の責務というところは、県民の人が改めてここは、きっと条例文が出たときにここは読んでいただけるものというふうに考えれば、ここにきちんと書いておくというのは、県民の皆さんに対するアピール力というか、そういうのは非常にあるんじゃないかなと思うんですよね。

○星原委員長 今、井上委員から出た意見は重複ということではありますが、特にこういう形で書かれていればわかりやすいという県民が、34条でぱっと出てる、ここを消して34条にした場合と文言が多少違いますので、そういう意味ではわかりやすくはなってるんですが、あとは皆さん方の意見でどちらに、このままの状況で進むのか、34条にまとめるのかということであり

ます。条例なんかの場合、重複したりというのをなるべく避けようというのがありまして、だから、そういう形で取り扱いをさせていただいたところではありますが。

○由利委員 やっぱり重複は一つの条例の中で避けるべきだと思うんですね。そうしますと、県民の責務ということでこれは上げるということも、それはそれとしていいんですけれども、それよりも先ほど説明があったように、一つの条項として、協働による、責務というよりも、協力し合って、ともに働いて、協働による復旧と復興を図りますよという一つの大きな、責務というよりも目的、目的というか責務だろうと思うんですが、それで1項目ごそっと持ってきた方が…。

○星原委員長 重みがあると思うし。

○由利委員 そうだと思いますけどね。責務はそれぞれあるわけですから、今もずっと上げてますし、そういうふうにして整理してもらった方が私はわかりやすいのかなと思います。

○星原委員長 今、両方の意見が出ておるところではありますが、条として設けた方が重みがあるのかなという感じもいたしますし、要するに復旧・復興に向けての力強い進み方というんですか、そういうふうにはとらえやすいのかなと、全体をひっくるめてですね。

○水間委員 第5項を削除して34条でうたうべきと私は思います。

○内村委員 重複というのは、条例にはちょっと似つかわしくないので、やっぱりここは条で第34条に入れた方がいいと思います。責務はいろんなところでうたわれているわけですから、この分については第34条に入れた方がいいんじゃないかと思います。

○星原委員長 それぞれ意見が出てきたようで

ありまして、2つの意見あるわけですが、どちらかに決めさせていただきたいというふうに思います。今、両意見がある中で、どちらかといえば、7ページの第5項を消して、18ページの第34条 協働による復旧・復興という形で枠を設けて条で掲げた方がいいという意見の方が多いようですが、その方に決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定させていただきます。

○丸山委員 前文の目的の中で、趣旨について、自助、共助、公助の説明がわかりづらいのでということで、意見としてはわかりやすく記述するというふうにして書いてあるんですが、どういふふうに変えたのかをちょっと説明していただきたいなと思っているんですけど。前文のことですね。

○星原委員長 前文は最後にやりたいと、最後の方で1項設けてる形で説明いたしましたので、今第1章についての部分でお願いをいたしたいと思います。

あと、第1章について、ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 意見もないようでありますので、第1章については、ただいまの条例案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、第2章であります。説明をお願いいたします。

○矢野書記 第2章です。

第2章は「予防対策」ということをごさ

すが、まず、第1節の名称からちょっとお願いなんですが、以前は資料4の5ページを見ていただきますとわかるとおり「災害に強い社会づくり、地域防災力の強化」とあったのでございます。続きまして、同じ資料4の6ページを見ていただきますと、次に第2節がございまして、「災害に強い安全な地域環境づくり」というふうに書いてございまして、「災害に強い安全な地域環境」と「災害に強い社会づくり」という表現がわかりづらいということもありまして、ここも法制と協議をしたんですが、やはり見出しというものについてはわかりやすい方がいいということで、ここについては主に人材育成その他いろいろな連携で地域防災力を強化しているということが主なので、「地域防災力の強化」としてはどうかという話がございまして、ここに「地域防災力の強化」というのを挙げさせていただいております。

続きまして、第7条につきましては、「防災情報の提供」ということで、これは前の骨子案の第1節の①をそのまま条文化したものでございます。この中身は御協議いただいておりますので、特に御協議いただくことはないと思っています。ただ、解釈として、自主防災組織等の解釈を挙げさせていただいているということでございます。

第8条につきましても、骨子案の第1節の②をそのまま条例化したものでございます。先ほど市町村の意見のところでお申しましたとおり、「防災訓練を行うよう」と書いてございましたものを「防災訓練等」と、防災研修等も含めて「防災訓練等」というふうに書き直させていただいております。

それで、第9条に関しては、骨子案の第1節の③と④を条文化したものでございます。1項

関係でどういう学校を規定しているのか、幼稚園を規定しているのか、2項関係で「教職員、保育士等」とはどんなものなのかというのを解釈等で示させていただいております。

それで、10ページの「第10条 人材の育成」「第11条 宮崎県防災の日」というものにつきましては、骨子案第1節の⑤と⑥、そのまま条文化させていただいてだけでございます。ただ、⑥につきましては、理解を深めるとともに、一層の充実を図るため、「防災の日」を設けるということでしたが、これは知事が定めるということでしたので、2項目に「防災の日は知事が定める」と規定しております。この知事が定める部分については、他県では告示等で定めているのが見受けられますので、あとは執行部の方がこの条例を受けて「防災の日」の中身については定めるというようなことでの趣旨でこういうふうに書かせていただいております。

続いて、第2節でございます。11ページ、第2節、資料4につきましては6ページでございます。「災害に強い安全な地域環境づくり」と書いてございますが、ここは主にハードのことを書いてございますので、「災害に強い地域づくり」という方がいいのではないかなというようなことで法制の方からもアドバイスがございましたので、「災害に強い地域づくり」という言い方をさせていただいております。

第12条の「広域的避難」につきましては、骨子案の①、②を掲げただけでございます。

第13条の「災害時要援護者に対する避難誘導等」につきましても、これは「広域的避難」のところを集めた方がいいということで、13条につきましては、骨子案の第2節の災害時要援護者が11番のところに定められてございます

が、これを上の方に持ってきて第13条にして、避難に関しては一くくりにさせていただいているというところでございます。

「第14条 建築物の安全性の確保」につきましては、第2節の③、④、⑤について一くくりにさせていただいております。それと、4に「県が必要があると認める場合、国、市町村、防災関係機関に対し改修を行うよう」というものについても、別章を設けまして、そこは定めさせていただいております。ここにつきましては、その解釈等で第2項関係につきまして、なぜ改修が必要なのかという部分について何も書かれてなくて、建築物の所有者は必要な改修を行うようにということを書いてございましたが、第2節の④につきましては、なぜなのかという部分を書かせていただいております。この部分につきましては、あと第2節の⑦につきまして、第14条の4項に同じように持ってきておまして、建築物の安全性の確保というのを一まとめにしてございます。条文の中身については、骨子案と変わってございません。

続いて、12ページの第15条ですが、「防災上必要な道路等の安全確保」というようなことで、道路に関しまして骨子案の第2節の⑤及び⑥について書いてございますので、⑤と⑥をこの15条の第1項、第2項に書かせていただいております。あと、「防災上必要な道路等」というのは、地域防災計画に定める「緊急輸送道路」と「緊急交通路」等の想定だということを書いてございます。

「第16条 生活に不可欠な施設の安全性確保等」につきましては、骨子案の第2節の部分で⑧というところと、あと⑧を第1項と第2項に分けてだけでございます。

「第17条 火災の予防」につきましては、骨

子案の⑨を条文化させていただいております。

第18条につきましては、骨子案の⑩のところを書かせていただいておりますが、⑩のところは「食料、医薬品等」となっておりますが、ほかのところでは「食料、飲料水、医薬品等」とすべて書いてございますので、整合性を図るために「飲料水」という言葉を入れさせていただいております。

第2章については以上でございます。

○星原委員長 第2章についての説明が終わりました。委員の皆様からの御意見をお伺いしたいと思っております。第2章について、予防対策ですが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 意見等もないようでありますので、第2章につきましては、ただいまの条例案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、第3章についてであります。

○矢野書記 「第3章 応急対策」でございますが、資料3は13ページ、資料4は7ページのところに掲げさせていただいております。

「第1節 応急体制の確立」ということで、「応急体制の確立等」というところで第19条を設けさせていただいておりますが、第19条につきましては、第3章第1節、骨子案の①と⑤を条文化したものでございます。あと、市町村について、応急対策による応援の体制要求があった場合についてというところですが、ここについては、第3章第1節の⑤のところを書かせていただいておりますので、①と⑤についてここに書かせていただいているということでございます。

「第20条 情報連絡体制の確立」というところにつきましては、これは②のところを条文化したところでございます。「河川水位、土砂崩れ予測など必要な情報の提供」と書かれていたのを「的確な情報の提供」というふうに書き直しておりますのは、例示として何を挙げるかということなんですが、これはやはり河川水位とかがいいということであれば、ここに入れ直したいと思うんですが、「県民等への的確な情報の提供」ですべての情報を含むということで、余り例示を挙げて範囲を確定しない方がいいのではないかという話もありましたので、ここに「県民等への的確な情報の提供」というふうに書かせていただいております。

続いて、第21条なんですが、「応急対策に必要な土地等の確保」というものでございます。これは骨子案の第3章第1節の③のところなんですが、③のところを条文化したところでございます。それで、「応急対策の実施上必要となる土地又は家屋」ということは、これと同じような条文が一応災害救助法の施行令に掲げてございまして、主として病院、診療所、または助産所、旅館、または飲食店等を想定しているということでございますので、そのことを書いております。

続いて、14ページの第22条でございますが、「第22条 知事は、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与を行うときは、市町村と連携してこれを行うものとする」ということでございまして、これは骨子案の④なんですが、ただこれは、ここの条文だけが「県は」と書かずに「知事は」と書いてございます。「災害救助法の何条に基づき」というふうに関係が引張ってきた場合について、そこに都道府県知事と書かれてあった場合については、知

事と書かざるを得ないのではないか、これだけのことなんです、法制とも大分協議したんですが、ここを「県は」とすると、応急仮設住宅の供与を行う者というその災害救助法の規定がぼやけてしまうということで、ここだけは、他県も同じようなことをしてるんですが、こういう条文を引っ張ってくる時は「知事は」というふうにさせていただいております。ただ、「知事は」と書いてあるのはここだけでございますが、こういうふうに条文の規定による何かをするというときにつきましては、その実行者をそのまま書かせていただいているところでございます。

「第23条 ボランティア活動への支援」につきましては、これにつきましては、ボランティア活動の支援の部分について、23条はそのままボランティアのところ、骨子案の⑦を書かせていただいているだけでございます。

第24条につきましても、⑧を書かせていただいているところでございます。

第25条につきましても、骨子案第1節の⑨をそのまま条文化させていただいているというところでございます。

「第2節 避難対策」でございますが、15ページ、資料4につきましては8ページの「第2節 避難」というところなんです、対策をずっと掲げてございますので、ここは「避難対策」というふうに改めさせていただいております。

第26条は「避難情報への留意等」ということで名前をつけておりますが、これにつきましては、①をそのまま条文化したんですが、早目に避難をする前にハザードマップ等の活用も必要だというようなこともありまして、「ハザードマップ等を活用すること等により」というのを入れさせていただいております。あと、「その

他の法令」とか「市町村長等」につきましての範囲としては、もう法令で決められてございますので、ごらんいただいて、1、2の解釈のとおりでございます。

「第27条 津波からの避難」については、そのままですが、「津波予報が発表された場合又は予想される場合」というのが非常にあいまいな表現でございます、これを正しい表現というか、あいまいでない表現、他法令を見ましてあいまいでない表現で、「津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民等は、津波に関する予報が発表された場合又は津波による被害の発生が予想される場合において」とちゃんと主語を書かせていただきまして、どういう場合かを規定させていただきました。

それと、第28条でございますが、「避難所の運営体制等」につきましては、第2節の「避難」の③、④をそのまま第28条第1項、第2項として書かせていただいております。

16ページでございます。

「第3節 緊急輸送対策」でございますが、これは先ほどの資料4の8ページの「第3節 交通・輸送の確保」というところでございますが、ここは条文の中が緊急輸送のことばかり書いてございまして、交通・輸送の確保というと、ほかの交通・輸送の確保もイメージされますので、ここは条文の中身がわかるように緊急輸送対策の方がよいのではないかというようなアドバイスがございましたので、緊急輸送対策というふうに書かせていただいております。

それで、第3節の①なんです、第29条に掲げております。第3節、骨子案の①は「必要な緊急輸送を確保するよう」というふうに私書いとおったんですが、法制との協議でちょっと私の解釈上が誤解を招くという指摘がありまし

て、緊急輸送の確保という、その手段の確保なのか、輸送路の確保なのか、燃料等の確保なのかというのを書かないといけないと言われてまして、すべてを含むのは輸送体制の整備ということで、すべてを含むという意味から「輸送体制の整備」、これは地域防災計画中の表現もこうなっているんですが、この表現に改めさせていただきます。

第30条の「緊急通行車両の通行の確保等」につきましても、別条に、第3節の②、③、④につきましても掲げさせていただいております。緊急通行車両というものがあるのかということも解釈等で書かせていただいております。これは、消防用自動車その他云々というところが、道交法上に書かれてございますので、道交法と政令の部分を引っ張ってきましたということを書かせていただいております。

「第4節 二次災害の防止」についてでございますけれども、二次災害の防止につきましては、一応第4節の①、これは事前に御協議いただいたんですが、この部分を入れさせていただいた分で「立入規制」と書いたんですが、立入規制という言葉がないというようなことで、「当該地域への立入の制限」という法律上の言葉に改めさせていただきます。あとについては、前回御協議いただいたのと同じような形で書かせていただいております。

第3章については以上でございます。

○星原委員長 第3章についての説明が終わりましたが、委員の皆様の御意見をお聞きしたいと思います。

○由利委員 15ページの「第26条 避難情報への留意等」で、1行目の終わりのところ、「市町村長等が発する避難勧告、避難指示その他災害に関する情報に留意し」とこうなっていますが、

具体的にせつかくハザードマップ等も活用するということまで入れてるということからすると、避難勧告と避難指示、その前に避難準備情報、最近その文言がきちっと示されてるわけだから、ついでにそれまで入れたらどうですか。市町村長等が発する避難準備情報、そして避難勧告、避難指示、それの方が、ハザードマップまで入れてるわけだから、しかもこの2つしかないみたいに、市町村長等が発する避難勧告、避難指示、せつかく新しくそういう情報をつくったわけですから、3つ、いわゆる避難する際のそういった行政が発するものには3つありますよということを今回新しく位置づけしたわけでしょう。どんなかね、矢野さん、考え方。

○矢野書記 法令上の並びで、いけないとかいいとかいうのは多分ないとは思いますが。「避難勧告、避難指示その他災害に関する情報」と書いてますので、「その他の」ではないので、それぞれ別なものなので、列記することについては別に問題ではないとは思いますが、ただ、危機管理局に詳しく聞いてみないと、横並列になるのかどうかというのは、ただ、法令上の並びからしては、別に入れる入れないというのは問題はないと思っております。

○星原委員長 今の件については、危機管理室の方と打ち合わせさせていただいて、何も妨げがなければ挿入しても構わないということにさせていただきますと思いますが、それでよろしいですか。

今、意見があったんですが、どうですか。

○矢野書記 「避難勧告、避難指示その他災害に関する情報」とか「避難勧告又は避難指示の解除」、確かにここはたくさん出てきまして、私も「避難勧告又は指示」とか「避難勧告・指示」とかできないのかという話を、委員と同じ

ようにお話しを差し上げたところだったんですが、法制上としては正しい書き方をするというか、かちっと書きたいというところがございまして、こういう書き方をしたらという話があったところではございますけど、ただ、先ほど言われてました避難準備情報をどこまで入れるのかというのは、今から協議しないと私も何とも今のところは言えないと思います。後ろの方に避難情報の解除というのはあるのかどうか、そこはちょっと今から協議させていただきたい。

○星原委員長 それでは、今の両方の意見がありました。この件については、危機管理室の方との文言のあれですので、どちらにした方がいいか、再度協議をするということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、第3章についてであります。意見等もないようでありますので、ただいまの条例案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、第4章であります。第4章についての説明をお願いいたします。

○矢野書記 「第4章 復旧・復興対策」としております。

骨子案では「復興対策」というふうに書いてございましたけれども、前文を含め前章まで、ずっと前文の中にも災害の予防対策、応急対策、復旧・復興対策と述べていること、あと、目的にも先ほど入れさせていただいたところ、あと、地域防災計画についても、復興だけでな

く「復旧・復興」とセットの記述があること等から、従前の「復興対策」についてを「復旧・復興対策」に改めさせていただいております。

なお、地域防災計画と同様に、復旧とは「災害による被害が比較的少なく、局地的な場合に迅速に現状に復すこと」をいまして、復興とは「災害に強いまちづくり等の中長期課題に立った計画的な復興」を想定しているということで、「復旧・復興対策」と使わせていただいております。

第32条につきましては、基本的に「復旧・復興」でなく「応急対策」のところ、資料4の7ページの⑥のところなんです。災害が発生した場合についてのその復旧について、「応急対策を実施するときには、相互に協力する」ということなんです。書かれているのは、復旧対策のときに相互に協力するというのもございますので、第32条のところに入れさせていただいております。それ以前につきましては、予防対策のところ、事前に協定等を結んでやりますという条文がございますので、応急対策ではなく復旧対策のところ、この「生活に不可欠な施設の復旧」というのを入れさせていただいております。ただし、応急、復旧につきましては、予防対策のときに、応急、復旧に必要な部分について協力するよう事前に協定を結ぶという条文がございますので、それでカバーしているのではないかとございまして。

第33条につきましては、「復興計画の策定及び復興対策の実施」ということで、第33条につきましては第4章の①のところをそのまま書かせていただいております。②につきましても、第2項で掲げさせていただいております。

「第34条 協働による復旧・復興」、先ほど御協議いただきましたので、このところに出さ

せていただきたいというふうに思っております。

第4章は以上でございます。

○星原委員長 第4章についての説明が終わりました。委員の皆さんの御意見を伺いたと思います。

○丸山委員 第34条の並びなんです、「相互に協力し」、ここまではいいんですが、「事業者、県、市町村等」というふうに並びがこういう並びでいいのか、国とかが入らなくていいのか、それまでちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○矢野書記 この並びにつきましては、当然並びに意味を持たせないといけないんですが、県民が相互に協力する相手、より近い人たちを順々に並べていくという方法もございます。ですから、当然今委員がおっしゃるように、「事業者、県、市町村等」という並びでなく、例えば「県、市町村、事業者」という並びもございますが、県民が復旧・復興のために協力しないといけない人というのを、まずどこから並べていくのかということございまして、当然地域の事業者の方、あとは県なのか市町村なのかという順序だと思います。そこは御協議いただければと思います。

○星原委員長 今、丸山委員から出た意見であります、「県民は、復旧・復興のために相互に協力し、事業者、県、市町村」の並びを「県、市町村、事業者」とするのがいいのか、「県民は」という形でいったときに、身近な方からいって「事業者、市町村、県」という方がいいのか、「県、市町村は」と、いろいろ並べ方はあると思うんですが、この意見について皆さん方の御意見はありますか。

言葉として今まで「県、市町村、事業者」と

並んでたから、その方が一般にはわかりやすいことはわかりやすいんですけどね。原案どおりでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、この部分については原案どおりにさせていただきます。

○丸山委員 第32条のライフライン管理者等というのは、規定するべきなのか、しなくてもいいのか、これだけ教えてください。

○矢野書記 ライフライン管理者等というのは、第16条で規定をしております、第16条に「以下、『ライフライン管理者等』という」というところで、同じ条文の、いわゆるそういう生活に不可欠な部分の管理者ということで、同じ名前を使わせていただいているので、ここにライフライン管理者等と書かせていただいております。以上でございます。

○星原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 なければ、第4章については、ただいまの条例案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定いたします。

続いて、第5章の説明をお願いします。

○矢野書記 第5章につきまして、資料4の11ページ、第5章と、資料3の19ページ、第5章を見比べながらお願いしたいのですが、基本的にここにつきましては、前回十分御協議をいただきました事項を条文化しただけでございます。ただし、第37条の1項は第5章の③を書いておりますが、第37条に道路を入れるということで、以前はここのお話では「道路、河川、砂防その他土木施設」という順番でというお話を伺ったんですが、これも先ほどの順序と

いうものがございまして、道路が風水害に関して一義的に壊れるという状態はどういう状態かという、河川が冠水する、砂防施設が壊れて道路に土が落ちてくるというようなことなので、一義的にまず災害が起こるのは河川、砂防で、道路はその次ということで、並びを「河川、砂防、道路」というふうにさせていただいております。

それと、当然それに伴いまして、第40条の「施設管理者等の責務」につきましても、並びを「河川、ダム、道路等」というふうに変えさせていただいております。

あとは、皆様からずっと御協議をいただいた分を条文立てにさせていただいております。以上でございます。

○星原委員長 第5章についての説明が終わりました。御意見等がありますか。

○矢野書記 申しわけございません。1点説明が漏れておりました。第40条でございますが、第40条につきましては、第5章の⑨の条文なんです、⑨の文章をずっと書かせていただいているんですが、「なお、この対策は」というところは、条文上は「なお」というのが使えないということで、「この場合においては」というふうな形をとっております。それと、「可能な限り対応できるよう努める」というふうな言い方をすると、日本語的におかしいということで指摘を受けましたので、「近年の気候変動に伴う自然現象の変化に可能な限り対応できるものとする」というふうに書きました。「風水害の状況の変化」と書いてございましたが、風水害というのはもともと被害なので、被害の状況の変化に対応するのではなく、雨とか風とか、そういう部分の現象、いわゆる事象の変化、自然現象の変化に対応できないといけないということ

なので、そういうふうに変更させていただいております。以上でございます。

○星原委員長 説明が終わりました。御意見ありませんか。

○由利委員 ちょっと説明を聞きながら、さっきは順番が「河川、ダム、道路」ですね。先ほどの説明はそれでわかったんですけど、まず川がはんらんして、そしてダムがどうこうなって、道路という順番でわかるので、そういうふう「河川、砂防、道路」というのは第37条でわかるんですけども、第40条の「施設管理者等の責務」というところで、そのまま「河川、ダム、道路」というのを持ってくるというのはどういうことなのか。それはまた別立てとして考えて、本来そういう使い方、道路が先に来て「道路、河川、ダム」というのがあるんだったら、そういうふうに戻しても、どうでしょうか。

○矢野書記 基本的に、そこは「河川、道路、ダム」であるか、「河川、ダム、道路」であるかというところは、委員のおっしゃるように、「河川、道路」でも構わないんですけども、前後と並びを同じにするということだけでしておりますので、どちらの方が影響があるかというところになれば、ダムと道路につきましては、順序については基本的にはございません。

○星原委員長 では、原案どおりここはさせていただきますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 意見等もないようでありますので、第5章につきましては、ただいまの条例案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定をい

たします。

以上で条例案についての説明が終了いたしました。以上で全体を通じて何かございませんか。

○内村委員 説明をされた件について、ひとつ御相談ですが、この資料3の10ページ、「第11条 宮崎県防災の日」ですが、これの第2項に「宮崎県防災の日は、知事が定める」とありますが、ここに「知事がこれを定める」、「これ」は要らないのかどうか。ちょっとそこがひっかかったところです。

○矢野書記 「これ」が要るかどうかと、「防災の日は」ということで日を規定しておりますので、「これ」についてはという話は…。

○星原委員長 今の意見は、このように決定させていただきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 意見等もないようでありますので、各条文については以上のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 そのように決定をいたします。

続きまして「前文」であります。書記の説明をお願いいたします。

○矢野書記 前文、1ページでございます。先ほど丸山委員からお話がありましたところも含めて御説明をさせていただきます。前文、読ませていただきます。

「宮崎県は、過去幾たびも豪雨、暴風等により大きな被害を被ってきた。また、東南海・南海地震、日向灘地震などは、その周期などから発生の可能性が高まっていることに加え、霧島火山群も活動を続けている。平成17年に宮崎県を襲った台風14号は、多くの尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらした。このことによ

り、私たちは、災害の脅威とそれに対する防災対策の重要性を改めて認識させられたところである。これまで、県においては治山、治水対策等による災害に強い県土づくりや、県民の防災意識の啓発、情報連絡体制の整備等、様々な対策を講じてきた。災害を最小限に抑えるためには、これまで本県が取り組んできた防災対策の充実はもとより、県をはじめ、県民、事業者、市町村等が『自助』『共助』『公助』の考え方を基に、危機意識を常に持ち、それぞれの責務や役割を認識するとともに、相互の信頼関係を醸成し、災害の予防対策、応急対策、復旧・復興対策を推進することが必要であり、特に、風水害については、近年私たちの想定を上回るような現象が発生していること等から、その拡大防止策に取り組むことも重要である。このようなことから、私たちは、県をあげて防災に取り組み、災害から、県民の生命、身体及び財産を保護し、安心して生活できる県土を築くため、この条例を制定する」というふうにさせていただいております。

骨子案の資料4の1ページと見比べながらお話をさせていただきたいのですが、まず条例制定の趣旨としましては、「過去幾たびも豪雨、暴風等により大きな被害を被ってきた」というのが、これは前回も修正してるんですが、一番最初は、翌年もまた同じ程度のものが、風水害が起こるかもしれないというふうな文章になってたと思うんですが、ここの前文につきましては、条文の前文でありまして、一応法的拘束力はないですが、何か文献的に立証されているものとか、通常言われていること以外はなかなか書くのが難しいというようなことで、「過去幾たびも豪雨、暴風等により大きな被害を被ってきた」という事実を書かせていただいております。

す。

ただし、東南海・南海地震、日向灘地震などにつきましては、これはさまざまな文献等から今後30年以内に70%から80%の確率で起こるといようなことが言われておまして、これが普遍的になってございますので、可能性が高まっているということで書いて構わないということでございます。

あと、火山群も以前は活発に活動を続けているということでございましたけど、今、火山観測の部分についてお聞きしたんですが、今は活動がちょっとおさまっております、活発にというほどのことがないということがございまして、「活動を続けている」という書き方をさせていただいております。

あと、台風14号が契機となったんですが、私たちが防災対策を取り組もうという重要性についての、その契機となったということを強調するために、下線部を入れさせていただいております。

あと、最小限に抑えるための話なんですけど、今までの分も加えてということでございます。

あと、「自助」「共助」「公助」のところなんですけど、ここは丸山委員からお話があったとおりなんですけど、もしここに入れるとすれば、ここは御相談なんですけど、例えば自助は、みずからの身の安全はみずから守る「自助」、みずからの地域はみんなで守る「共助」及び行政等が担う「公助」の、というふうに入れていくことしかうまく表現ができないんですね。他県のやつもそういうふうの説明を入れていっているだけなんですけど、入れたときに、この前文の文章の流れがどうなのかというところを御協議いただければ、入れることについてはやぶさかではないし、入れても間違いではないということ

なのですが、今の流れの部分でどうなのかというところを御協議いただければと思います。

あと、風水害について、なお書きで書いてございましたが、先ほども言いましたように、「なお」と書けないものですから、どこかに入れないといけないという指摘がありまして、「特に」ということで想定を上回るような現象、先ほど条文にも掲げさせていただいておりましたけれども、その部分を書かせていただいております。

なぜ条例を制定するかという最終的な目的を掲げさせていただいて前文として構成させていただいてるということで、骨子の順番を若干変えて前文として構成させていただいているということでございます。先ほどの自助、共助、公助の記述も含めまして御協議いただければと思います。

○星原委員長 説明は終わりました。前文についての御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○丸山委員 流れがおかしくなると思いますので、仮に、第2条に定義がありますので、その中に入れ込むということが可能であれば、そういったパブリックコメントから意見が出ておりますので、できるのか、ちょっと法制等と協議していただければありがたいかなとも思います。

○矢野書記 定義に入れるか、あとは当然解釈のところも出しますので、解釈の中でうたうかということ協賛したいと思います。

○星原委員長 丸山委員からあった意見は、そういう形で協賛させていただいて、どのような形でか入れることといたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 意見等もないようでありますので、前文につきましては、ただいまの案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上で条例案の協議は終了いたしました。

今後は、本会議へ上程する作業を法制担当部局との最終調整等を行うなどして進めてまいります。その過程で、記述内容の統一や「て、に、を、は」の変更等が出てくる可能性があります。また、ほかの法令との関係から、記述を改めた方がよい場合もあるかもしれません。

本来ならば、そのような場合は、委員会を開催し御協議いただくこととなりますが、今後は、常任委員会の県外調査等も実施される関係から、委員会を開催して御協議いただく時間がございます。よって、もしそのような状況等が出てまいりましたら、法制担当部局とも十分協議の上、正副委員長で責任を持って変更させていただき、後ほど委員の皆様にご報告することといたしたいと思っておりますが、御一任いただけませんかでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、防災に関する条例案の名称についてであります。

条例案の名称につきましては、パブリックコメントとあわせて県民へ募集をしておりましたが、名称への御意見はございませんでした。よって、本日皆様に御協議いただき、条例名を決定したいと存じます。

資料5をごらんください。

7月5日に条例名を協議しました際に、皆様

にごらんいただいた条例名をお示ししております。この案のほか、委員の皆様にも御意見があるかと思っておりますので、条例案の名称について御協議いただきたいと存じます。

なお、参考として、資料の2枚目に「宮崎県法制執務の手引」より該当箇所を抜粋しております。御意見はありませんか。

○丸山委員 パブリックコメントでは基本的なことを書いてる今回条例なんですよというふうには、基本的なスタンスで答えをしようというふうにしていますので、推進よりも基本条例、案2の方がいいのかなというふうに私個人的に思っております。

○星原委員長 丸山委員は基本条例ということであります。ほかの皆さん方は。

○矢野書記 他県の状況をお知らせしたいと思います。一応7つの県で既に防災に対して条例が出されておりますが、香川県が最近条例を制定しまして、それは基本条例となっております。残りは、対策条例が1県でございまして、あとは対策推進条例、推進条例が入っております。これは法制の方ともどうしてかという話をしましたところ、基本条例というのは、基本となることを定めているというほかに、法令上基本となるものがあって、ほかにまた規則とかが周りにずっとついていると、その基本となるものが基本条例だというふうな、宮崎県としてはそういうふうな考え方をしている。それと、他県の方も、県、市町村、住民、事業者がみんなで防災を進めていくということで、推進というふうなところを使っているということでお聞きはしております。以上でございます。

○星原委員長 ただいまの説明をお聞きして、皆さん方の御意見をお伺いしたいと思います。

○松井委員 宮崎県に類似するという条例があ

るんですけれども、類似するいわゆる宮崎県の条例ですかね、これはたまたま議会側が出したわけですよ。これは最終的には県の条例になるわけです。ですから、従来、類似する似たような条例があるのかなのか。

○矢野書記 基本条例と言われるものにつきましては、宮崎県は「環境対策基本条例」がございまして、それにつきましては、それぞれの規則がいっぱいありまして、その中の基本となるものということでございます。ただ、推進条例という名前がついたものについても、余り県の条例としては見られません。県の方が何かをしようとする、県民の方々にやっていただくという意味で「促進」ということが非常に多いんですが、この防災に関しましては、みずから自分たちもやっていくということで「推進」というのをつけているのではないかと思います。条例につきましては、大体名詞で、ここにありますように、〇〇〇〇条例・規則ということで、名詞の続いたものでつくっているのが県は多いということです。それ以外は、参考資料の3でございまして、(1)(2)のようなつけ方が非常に多いということで、名詞を、宮崎県、県名をつけまして、末尾は条例、規則ということで終わるのが非常に多いということで、「宮崎県収入証紙条例」とか「宮崎県財務規則」というようなのが非常に県では多いと。もしくは、何について書いてあるのかがその中身でわからないときについては、〇〇に関する条例というのが非常に多いということで、「公の施設に関する条例」とか「旅費の支払い事務に関する規則」とかということで、このときには「宮崎県」という名前はつかないというのが今の法制のやり方、どここの県のがわかるようにということであれば宮崎県とつけて、名刺によって

ずつつなげていくというのが今の執行部ですので、別に議会の方がそれに従わないといけないということはありませんが、執行部のやり方としてはそういうことであるということと同っております。以上でございます。

○由利委員 丸山委員がおっしゃったことも、それこそ基本条例、基本的にはわかるんですけれども、今回は議会が主導でということですが、主導というよりも議会自体でつくっていかうということですから、それはやはり県民との協働とか事業者とか、そういった方たちと一緒にやっていきましょうよと、こういう基本は趣旨だと思うんですね。そうしますと、基本条例ということになると、イメージからしてさっきの説明のようなことで、何か基本的に我々がつくったんだと、こういうことになる。それよりも推進していくぞと、せっかく議会がつくったということであれば、推進条例の方がより、初の議発による条例なんだから、基本じゃなくて推進の方がいいのではないのでしょうか。

○星原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 今、由利委員から出ましたが、私もできれば、自助、公助、共助という言葉があるように、みんなでお互いに前に進めていこうと、みんなで守っていこうという形でいけば、推進がいいのじゃないかなというふうに思っておるところであります。

それぞれ意見はないようではありますが、お諮りしたいと思います、案1の宮崎県防災対策推進条例、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように、宮崎県防災対策推進条例ということにいたしたいと思います。そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定させていただきます。

続きまして、協議事項（３）今後の進め方についてであります。

まず、条例案の条例について御協議いただきたいと思えます。

本条例案につきましては、９月定例会への上程を目標に検討してまいりました。本日御協議いただきました条例案につきましては、多少修正もありますが、当初の目標どおり、９月定例会に上程するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、９月定例会とすることに決定いたします。

続きまして、上程の日程についてですが、手続としては、当委員会の中間報告及び条例の上程について、議会運営委員会に申し入れを行い、議会運営委員会です承をいただいた後に上程ということになります。

これまでの例から考えますと、上程の日としては、議会運営委員会の開催される日でありまず開会日、代表質問初日、一般質問最終日、特別委員会開催日、閉会日が考えられ、議会運営委員会に申し入れを行う日としては、上程する一つ前の議会運営委員会の日ということになります。

例えば、開会日に上程するということになれば、申し入れは開会日の１週間前の議会運営委員会の日、現在の予定であれば９月１日となります。また、質問初日の上程とすれば、議運への申し入れは、開会日、現在の予定では９月８日（金）ということになります。上程日としてはいつがよいか、御協議いただきたいと思いま

す。

それでは、上程の日については開会日ということで、その１週間前の議運にかけるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、条例案上程の際の発議者は、当委員会の委員となりますので、御了承いただきたいと思えます。

次に、本会議での採決についてですが、台風の襲来等もありますことなどから、なるべく早目の採決をお願いできればと思っております。以上のような考えでよろしいでしょうか。

○井上委員 皆さん、党議は全くあれなんではないでしょうか。委員会で練ってきたのであれなんですけど、党議、一回は議論させていただいて、浸透というかそういう意味で、中身についてあれというのはないんですけど、だから初日というのはちょっとどうなのかと。

○矢野書記 採決日につきましては、議事運営のことでございますので、議長、議運、その他になると思います。上程までは、うちの委員会の意思でこの日を上程したいという申し入れはあるんですが、あとはちょっとここの委員会では、なかなかいつ採決というのは、とは思いますが。ただ、先ほど委員長が言われたようななるべく早目のということでのお願いというふうに理解しております。

○星原委員長 我々の委員会としては議運に出すということでありまして、あとは議運での決定、いつになるかですね。議運でそれぞれ協議させていただいて決定いただくことになるんじゃないかなというふうに思いますが、そのような

形で委員会としてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 先ほど言いましたように、なるだけ早目の採決をお願いできれば、我々の方ではそのように思うところであります。

それでは、そのように決定させていただきませぬ。

以上で協議事項（３）今後の進め方についての協議を終了いたします。

続きまして、協議事項（４）中間報告骨子案についてであります。

資料６をごらんいただきたいと思ひます。

先ほども御説明いたしましたとおり、中間報告を上程前に行う必要があると存じますので、報告骨子案を作成したところであります。

ごらんいただひている骨子案に沿ひまして、私の方で中間報告をいたしたいと思ひますが、中間報告骨子案につきまして何か御意見はございませぬでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、意見もないようでありますので、中間報告の骨子につきましては、資料のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、次回の委員会（９月定例会中）についてであります。次回の委員会からは、「防災に係る諸対策に関すること」を中心に調査等を行って行くこととなりますが、次回委員会についての御意見はございませぬか。特別にありませぬでしょうか。

○井上委員 ちょっと細かいことなんですけれども、自主防災組織の浸透というのは非常に大事なので、その自主防災組織の今後の取り組み

の状況と、それから防災士、いわゆる防災士の人たちの研修の状況、それはどんなふうにして地域に広げていこうとしているのかということについて説明をいただけるといいなと思ひております。

○星原委員長 今、井上委員の方から、防災組織の県内の状況と、それから防災士の研修等の意見があったところですが、こういう内容を織り込んでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのことも参考にいたしたいと思ひます。

ほかにありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 なければ、さきの説明の内容に沿った形で進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、なにもないようでありますので、本日の委員会はこれで終了したいと思ひますが、次回の委員会は、先ほども申し上げたとおり、９月定例会中、案としては９月２５日ですので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

長い間、御苦勞さまでありました。

午後０時３７分閉会